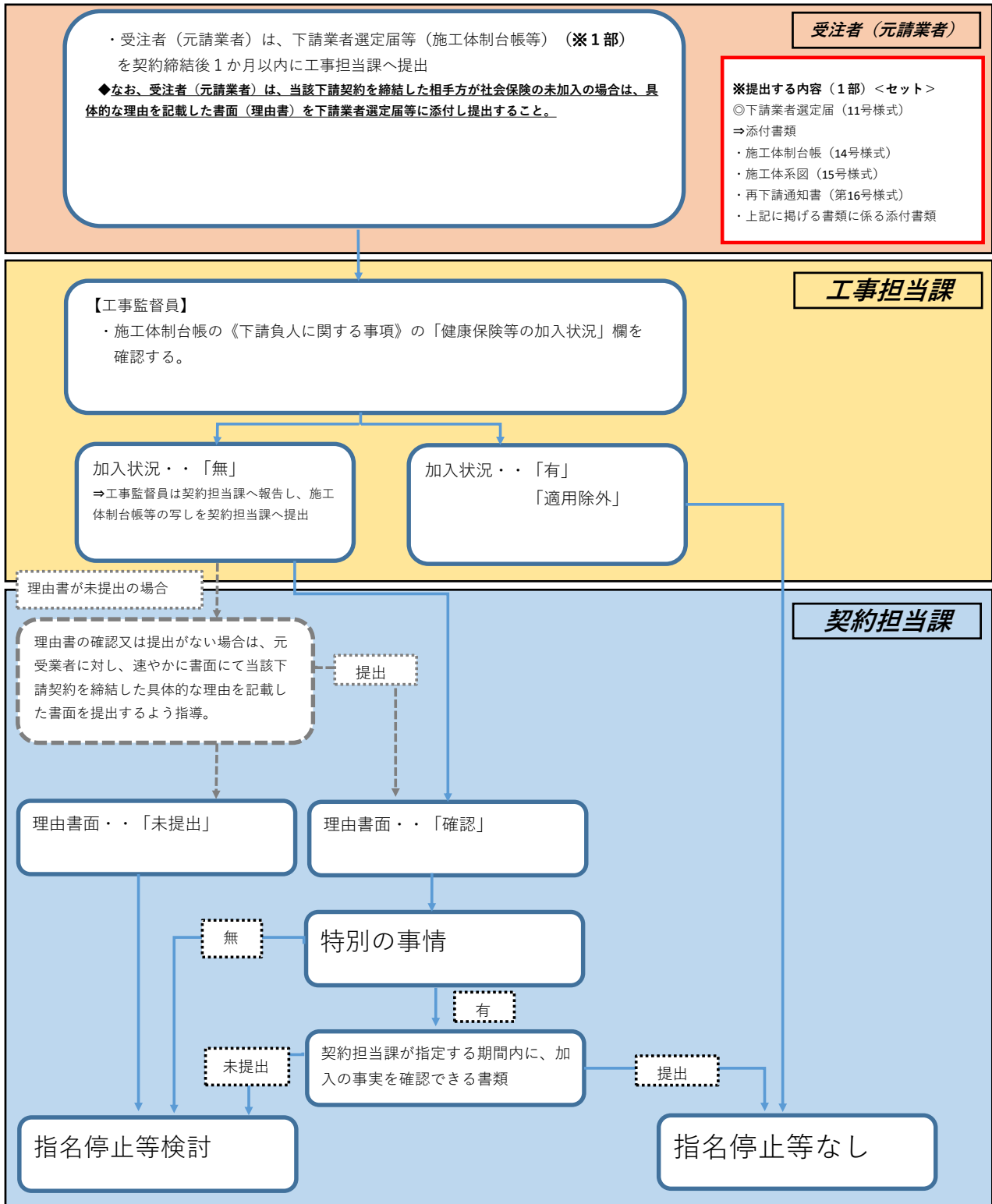


社会保険未加入対策（一次下請）確認フロー図



※工事発注担当課へ1部提出し、各監督員等が内容を確認。（*入札、随意契約は問いません。）

※公共工事においては、受注者が下請契約を締結した全ての工事で施工体制台帳を作成し、発注者に提出することが義務付けられていますので、留意願います。